【規程番号　神女大Ⅰ－002】

神戸女子大学人材育成・教育研究上の目的に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、神戸女子大学学則第１条第３項に基づき、学部・学科又は課程における人材の育成に関する目的、教育研究上の目的を定めるものとする。

（文学部）

第２条　文学部における人材育成・教育研究上の目的は、建学の理念に基づき、それぞれの分野の専門的知識および実際的技能を習得することを通し、「自立心」、「対話力」、「創造性」を培い、専門的素養に基づいて、人間、言語、歴史、文化、世界の多様な問題について考える姿勢と能力を育成するものとする。

２　各学科の人材育成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学　　科	目　　的
日本語日本文学科	日本語・日本文学を中心とする分野の研究を通して、専門分野の知識を習得しつつ、日本文化の特質やその多様性等を知り、教養と品位ある人材を養成する。そのために次のような目標を掲げる。 １．読む・書く・話す・聞くなどの日本語能力を向上させることによって、自己表現力・コミュニケーション能力を高める。 ２．日本語・日本文学研究の基礎を習得した上で、取り組むべき問題点を見出し、自らそれを解決して発表する能力を身につける。 ３．日本語・日本文学を学びながらその豊かさ・楽しさを知り、生涯を通して親しみつつ常に関心をもちうる能力を築く。 ４．上記の教育・研究を通じて、中・高校の国語科教員・日本語教員・図書館司書を養成する。

英語英米文学科	（人材育成） 「世界語」としての英語をコミュニケーションの手段として使いこなし、英語にかかわるあらゆる舞台で活躍できる真に教養ある女性を育成するために、教育研究の一貫した体系性に留意しながら以下の目的を掲げる。 １．英語運用能力を駆使し社会で活躍できる人材を育てる。 ２．英語学や英語圏社会の文学・文化に関する専門的知識を備えた人材を育てる。 ３．英語の言語的特徴と英語の背景をなす言語文化を習得し、異文化に対する深い理解と感受性をもつ人材を育てる。 （教育研究） 神戸女子大学の教育目標 1）自立心（Independence） 2）対話力（Communicative Ability) 3）創造性（Creativity） の基本理念に立脚して、学科としての特性を生かす。 １．本学科における「自立心」とは、国際化していく世界と社会に生きているという自覚に立脚して、社会の要請に対応した今日的課題に取り組むことの重要性を認識することにつながる教育研究を指す。 ２．本学科における「対話力」とは、英語という世界共通語を身につけるという過程を通じて、異なる意見や見方に対して、何が問題なのかを発見し、その解決策を考えるための柔軟で建設的なコミュニケーション力を身につける教育研究を指す。 ３．本学科における「創造性」とは、英語とその言語文化の学習を通じて、多様な価値観が交錯する現代社会を主体的に、また、豊かに生き抜くための問題解決能力を育てることにつながる教育研究を指す。
国際教養学科	幅広い国際教養と世界に通用するコミュニケーション力と情報処理能力を身につけ、国際分野でリーダーシップを発揮して、世界の平和と地球の未来に貢献できる女性を育成する。 １．教室にとどまらず、学外に出て体験的に学ぶことによる自立心の育成。 ２．ツールとしての言語学習による対話力の育成。 ３．グローバルとローカル双方向の学びによる、創造性の基礎となる国際教養の涵養。

史　学　科	（人材育成） 1．日本の歴史・文化の特性と世界の歴史・文化の多様性の理解をふまえて、自ら考え、調べ、議論することができる人材を養成する。 2．幅広い歴史的視野を基盤にして、現実社会の問題に柔軟に対処できる実践力をもった人材を養成する。 （教育研究） 1．グローバル化の状況をふまえながら、日本の歴史の特性と世界の歴史の多様性について深く研究し、教授する。 2．学外実習や見学を積極的に取り入れて、臨地体験にもとづいた歴史教育・研究の展開を目指す。
教　育　学　科	（人材育成） 1．教えるとはどのような行為であり、人間の発達とはどのような過程なのかを深く考え、また、地域に根ざした教育体験を通して人間のあり方・生き方について主体的に考えることのできる人材を養成する。 2．子どもの発達過程全体を対象とした教育・研究に基づいて、実践的指導力をもつ幼稚園・小学校・中学校教諭、保育士の育成及び専門的知識と幅広い教養をもつ人材を養成する。 3．子どもの心がわかる保育・教育実践家として、自立心・対話力・創造性を発揮できる人材を養成する。 （教育研究） 1．「幼児教育」「初等教育」「義務教育」の３つのコースにおいて専門性を追究するとともに、教育・保育に関する幅広い教育・研究を行う。 2．乳幼児期から思春期までの「人間形成」にかかわる様々な課題を「科学的」「人間的」「総合的」に探究するとともに、人間と社会の在り方について広い視野を形成できる教育・研究を行う。 3．様々な実習を通して、実践的指導力を養う教育を行う。

（教育学部）

第３条　教育学部における人材育成・教育研究上の目的は、豊かな人間性と高い倫理観や道徳性をもち、教育や保育のあるべき姿を協働的に探究し、子どもの人格形成と自己実現を指導し支援できる人材を養成するものとする。

２　学科の人材育成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学　　科	目　　的
教育学科	（人材育成） 1.豊かな人間性と社会に貢献する「強みと専門性」を備え、実践力をもった教員・保育者を養成する。 2.多様な子どもを深く理解し、一人ひとりに寄り添いその幸福と自己実現をサポートする教員・保育者を養成する。 3.教育や保育にかかわる確かな知識や技能と倫理観を持ち、常に向上心をもって生涯学び続ける教員・保育者を養成する。 4.子どもの学ぶ意欲を高め、深めながら資質・能力を育てていく力を身に付けた教員・保育者を養成する。 5.保護者や地域住民のニーズを把握し、チーム学校の一員として地域社会の要請にも適切に対応できる教員・保育者を養成する。 （教育研究） 1.幅広い教養を修得し現代社会の課題に対応するため、人文・社会・自然科学の基礎的な知識や情報科学、外国語能力を育成する。 2．教育や保育の問題の本質を探究し、よりよい解を導くために関連性や系統性を思考し、表現することを通して自律的に解決を図る能力を育成する。 3．アクティブラーニングを通して、他者と協働的に活動を進めることにより、主体的な学習態度を育て、総合的な人間力を育成する。

（健康福祉学部）

第４条　健康福祉学部における人材育成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 人材育成

イ　子どもから高齢者まで福祉社会で求められるあらゆるシーンで、健康と福祉を有機的に連携・理解し、社会が必要とする自立心、対話力、創造性を発揮できる力をもつ人材の育成。

ロ　複雑、多様化する社会において福祉需要や新たな福祉課題に対応しうる専門性を兼ね備えた人材の育成。

ハ　人の生涯に亘る健康教育やスポーツを栄養面から支えることの出来る基礎的・専門的知識を身につけた、国際人としても活躍できる有為な人材の育成。

(2) 教育研究

イ　専門的な福祉援助活動や栄養や運動に関わる活動に精通し、生活の質を向上させるための望ましいライフスタイルを提案できる力を育てる。

ロ　福祉のこころと豊かな人間性を育み、健康教育を推進する社会のリーダーとして幅広いフィールドで活躍し、すぐれた問題解決能力を基に、社会の発展と福祉に寄与する真摯な態度で責任を十分に果す姿勢や意欲を育てる。

ハ　地域や国際社会における福祉サービス、健康づくり、食育、スポーツの発展に貢献し、創造性豊かに発展させる能力を育てる。

2　各学科の人材育成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学　　科	目　　的
社会福祉学科	（人材育成） １．少子高齢社会における市民とくに子ども・高齢者・障がい者など社会的に支援を要する人びとの問題に関心をもち、その解決に向けて主体的に考え行動する力と意欲のある人材を養成する。（自立心） ２．対人援助に必要な高度なコミュニケーション能力と他者と協働する力をもつ人材を養成する。（対話力） ３．豊かな福祉社会の実現のために、福祉のこころと豊かな人間性を備え個々人の人権を尊重し、かつ柔軟に発想し工夫し開発・実行できる人材を養成する。（創造性） （教育研究） １．社会福祉の理念・倫理・価値・知識・技術を教授するとともに、社会の変化に対応した今日的福祉課題の研究を行う。 ２．地域社会・福祉施設機関・国際関係等での福祉実践を通して、幅広い社会貢献活動と福祉教育を行う。
健康スポーツ栄養学科	（人材育成） １．健康・スポーツ・福祉の領域において、高い専門性を有した栄養士と栄養知識をもった保健体育教諭を養成する。 ２．全ての人々への健康を、栄養や保健体育教育によって支える、豊かな人間性と幅広い教養を身につけた有為な人材を養成する。 ３．栄養教諭や保健体育教諭の免許取得が可能なコースを設置し、健康や運動・スポーツに必要な食と栄養に関する基礎的・専門的知識と技術を修得し、地域や国際社会において創造性豊かに健康づくりを推進する人材を養成する。 ４．社会が必要とする自立心・対話力・創造性を兼ね備え、生涯にわたって社会の発展と福祉に貢献する人材を養成する。 （教育研究） １．社会が求める、適切な栄養教育や運動教育に関わる教育・研究を進める。 ２．人々の健康増進やスポーツの現場で必要とされる専門知識を提供するための教育・研究を進める。 ３．世界の人々のライフスタイルに応じた食環境を支援し提供するための、国際的な栄養学や食文化の教育・研究を進める。 ４．思考力、問題解決能力、コミュニケーション力等の学士力を学ぶ教育から、成果をあげるために必要な実践力や社会人基礎力を身につける教育を体系的に進める。

（家政学部）

第５条　家政学部における人材育成・教育研究上の目的は、講義と実験や実習などの実体験を有機的に連携させた専門カリキュラムによって、衣・食・住、地球環境、健康問題など、人びとの生活に対して鋭敏な感覚や関心をもち、家政学の専門知識や技能を十分に身につけさせること、そして、社会に対する視野を広げ、自立心、対話力、創造性を培うことによって、持続可能な平和な世界の構築に貢献できる人材を次のとおり育成する。

（1）人材育成

イ　国際性、社会性と自立心を備えた心豊かなひとの育成。

ロ　現代社会をリードする衣・食・住を中心とした家政学の教育・研究者の養成。

ハ　地域社会などでより良い豊かな生活スタイルを提案し家政学を実践できる、対話力、創造性を備えたひとの養成。

ニ　健康な国民を育成するための管理栄養士の養成。

（2）教育研究

イ　日常生活の向上と発展を目指した、人々の生活の根幹たる衣・食・住に関する研究と教育。

ロ　衣･食･住の科学的な考察により､人々の健康や地球環境の向上に繋げる実践的研究と教育。

ハ　家政学の高度な専門知識や技能を生かした､持続可能な平和な世界の構築と地域社会への貢献。

２　学科及び課程の人材育成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学　科　・　課　程	目　　的
家　政　学　科	（人材育成） １．家政学の学問領域、なかでも衣や住、生活経営、家政教育に関する専門的な知識を備え、生活者の目線を大切にして生活関連産業界や公的機関等で活躍する人材を養成する。 ２．社会に広く目を向け、家政学の広範な分野の知識をもとに、ライフサイクルを見据えた家庭生活のマネジメント能力を備えた人材を養成する。 ３．知識とともに、自立心・対話力・創造性を兼ね備え、家庭、地域、地球環境等の課題に応え、社会に貢献できる人材を養成する。 ４．よりよい生活の実現や社会の構築に向けて、主体的に生活を営む資質・能力を育てる家庭科教員を養成する。 （教育研究） １．「もの」、「心」ともに豊かな、より良い生活の実現に役立つ家政学教育研究を行う。 ２．社会のニーズに対応したさまざまな生活課題に取り組み、地域にも貢献できる実践的教育研究を行う。 ３．家庭での暮らしから社会活動に至る「人間生活」について、被服デザイン科学、住空間、生活マネジメント、家庭科教育分野を体系的に学べる教育課程を編成し、専門的な教育を行う。 ４．被服デザイン科学、住空間、生活プロデュース分野等を専門的に学ぶ教育を行う。

学　科・課　程	目　　的
管理栄養士養成課程	1．超高齢社会を迎えた日本の社会に「食と健康」のプロフェッショナルを送り出すことにより、国民の健康の維持、疾病の予防、治療に貢献する。 2．自主的で、勤労と責任を重んじる管理栄養士を社会に送り出す。 3．適切な教員配置により、最先端情報を講義に導入し、実験・実習を重視して即戦力となる人材を育成する。 4．健康の維持・増進、疾病の予防・治療において栄養の教育・指導を行うことができる管理栄養士を養成する。 5．大学院教育につながる教育・研究により「食と健康」に係わるリーダーを育成する。

（看護学部）

第６条　看護学部における人材育成・教育研究上の目的は、女性の可能性を拓く豊かな教養と深遠な知の獲得により、様々なコミュニティにおいて自らの役割を果たす判断力と実践力を身につけ、地域や社会の保健医療福祉の場において自立して活動できる看護の専門職を育成する。

２　学科の人材育成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学　科・課　程	目　　的
看　護　学　科	（人材育成） 1．自分との対話や他者との対話、社会との対話を通して自らを律していく力や他者と関わっていく力、社会に提言していく力をもつ人材を養成する。 2．人々の健康増進、疾病の予防、健康の回復のために、科学的根拠に基づいた専門的知識と技能および倫理的・道徳的な態度を身につけ、看護を実践していく力をもつ人材を養成する。 3．それぞれの地域・社会における固有の文化を尊重し、すこやかな社会を創造する人材を養成する。 4．ライフサイクルの中で誰もが体験する病むことへの理解を深め、人々が安寧に生活していけることを常に志向し、保健医療福祉の中で協働・協力して自ら活動していける力をもつ人材を養成する。 5．社会参加を前提として、最新の専門的知識・技能を探求し、国際的視野に立って看護学の発展および人類の福祉に貢献していける力をもつ人材を養成する。 （教育研究） 1．看護ケアと社会システムの関連を教育研究する。 2．こころとからだを統合的に捉え、看護ケアと医療・治療に関する専門的な知識・技能を総合的に教育研究する。 3．子どもや母性・父性の健やかな成長を支援するための専門的知識・技能を総合的に教育研究する。

（心理学部）

第７条　心理学部における人材育成・教育研究上の目的は、人間の心的過程と行動のメカニズムに深い関心をもち、社会における人間の多様な営みを心理学の視点から理解し、他者と心理的な交流を深めて協働して活動することのできる人材を養成する。

２　学科の人材育成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学　科　・　課　程	目　　的
心　理　学　科	（人材育成） 1.心理学部における知覚・言語・認知・人格・社会・臨床などの多様な領域と心理学の研究方法についての学びによって、人間の心と行動を実証的な方法に基づき心理学的に理解することができる力を基盤として有した人材を養成する。 2.人間における心身の相互的な関連を理解し、悩みや葛藤、発達上の課題などを抱えている人の心理的援助が行える知識と基本的技能を備えた人材を養成する。 3.企業などの組織における人間の行動や消費者の行動を心理学の視点から理解し、その動向を心理学手続きに基づいて調査し、分析することができる人材を養成する。 4.急速に発展してきているメディアを介した情報の交流が、人間の心や行動とコミュニケーションのあり方に与える影響を心理学の視点から理解できる人材を養成する。 （教育研究） 1.個人、家族、集団、社会などにおける人間の心理や行動について、心理学の視点から探究する教育研究を行う。 2.臨床心理、経営・消費者心理、メディア心理の分野について専門的な学びを深める教育研究を行う。 3.心理学の視点を総合的に活用することにより、地域や企業の抱える具体的な課題の解決に取り組むことのできる実践力を培う教育研究を行う。

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、内部質保証委員会の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正前の神戸国際教養学科については、改正後の第２条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。